

泊発電所保安規定違反について

1. 保安規定違反の内容

北電泊発電所に関し、数点お伺いいたします。

本年5月8日から今月末の予定で2号機の定期検査が行われております。

先月、8月2日に制御棒駆動装置に関する試験を行った際、中性子束高トリップパイパススイッチ、いわば安全装置が作動しない状態で作業を行っていたことがわかり、その後、過去に同様の事例がなかったかを調査したところ、昨年11月にも1号機で同様の事象があったこともわかった。

8月7日には、国から保安規定違反として文書が出されたと聞いているが、北電が、国から、保安規定違反とされた事象はどのようなものであったのか伺います。

答弁

原子力安全対策課 池田 二郎 課長

保安規定違反についてですが

北海道電力では、定期検査中の泊発電所2号機において、8月2日に制御棒が正常に動作するかを確認する試験を実施していましたが、この際、異常時に作動する安全装置に接続させておく必要があるが、当該装置に接続されていなかったことが判明。

このため、「泊発電所原子炉施設保安規定」に定める事項を満たしていないと判断し、試験を中止したところ。

さらに、1号機、2号機及び3号機について、これまでに同様な事象がないか確認した結果、昨年11月23日及び30日に、定期検査中の1号機においても同様な事象があったことを8月6日に確認したところ。

いずれの事象についても、当該試験時は原子炉内のほう素濃度が仮に制御棒を引き抜いても臨界に達しない濃度であり、原子炉の安全は確保されており、外部への放射性物質の影響はなかったところ。

2. 国の指示内容及び北電の対応

安全装置に接続されていないことがわかり、試験を中止した、調査の結果1号機に於いても同様の事があったと言うことですが、

この事象に対して、国から示された指示の内容と、それに対して北電はどのように対応したのか伺います。

答弁

原子力安全対策課 池田 二郎 課長

国からの指示などについてであります、

国は北電に対し、泊発電所1号機及び2号機において、試験時に必要な安全装置に接続されていなかったこと、また、2号機においては、事実確認に時間を費やし、速やかに試験を中止しなかったことに関し、8月7日付けで指示文書を発出し、原因究明及び再発防止

策を策定の上、9月7日までに報告するよう指示したところ。

この指示を受け、北電では、9月4日付けで原因と再発防止策を取りまとめ、今回の事象が、運転管理に関する社内規程への記載及び教育が十分でなかったこと等から生じたものとし、再発防止策として、社内規程の改正を行い、管理すべき事項を明確にするとともに、教育の充実を図るとし、国に報告をするとともに、道や地元4町村にも報告したところ。

3. 道の対応

国からの指示や対応についてお聞きしましたが、

今回の事象に対して、北電から道にどのように連絡があり、道はどのように対応したのか、お聞かせ願います。

答弁

原子力安全対策課 池田 二郎 課長

道の対応についてであります

北電からは、8月3日に、「泊発電所に関する通報連絡及び公表基準」に基づき、2号機の事象について、8月6日には1号機の事象について連絡があり、さらに8月7日には、国から保安規定違反に関する指示文書を受けた旨の連絡があったところ。

道では、これらの連絡を受け、8月12日に、安全協定に基づく立入調査を地元4町村とともに行い、当該試験時においては、原子炉内のほう素濃度が臨界に達しない濃度であり、原子炉の安全は確保されていたことを確認したところ。

4. 保安規定について。

北電は、9月4日に国に原因と再発防止について報告していますが、保安規定の第33条、及び86条とはどのような条項なのかお知らせ願います。

答弁

原子力安全対策課 池田 二郎 課長

保安規定の内容についてであります

泊発電所原子炉施設保安規定は、北電が原子炉等規制法第37条第1項の規定に基づき、泊発電所原子炉施設の保安のための必要な措置を定め、国の認可を受けているもの。

その第33条の第1項では、原子炉保護系計装をはじめ6種の設備等について、運転上の制限が定められている。第2項では、運転上の制限を満足していることを確認するための手順として、まず、技術課長、発電室長、発電課長および電気必修課長が定められた確認事項を実施すること。

また、技術課長および電気必修課長は、その結果を発電室長または発電課長に通知す

ることとされている。第3項では、運転上の制限を満足していないと判断した場合に技術課長等が行う措置等について規定されている。

また、第86条には、各課長および発電室長は、運転上の制限を満足しない場合の判断を速やかに行い、判断した時点から措置を開始することなどが規定されている。

5. 保安規定33条と対応について。

私はこの度の事象や北電の対応について不信感が沸いてくる。

定検中で、原子炉は停止していて、原子炉内のほう素濃度が仮に制御棒を引き抜いても臨界に達しない濃度であり原子炉の安全は確保されており、外部への放射性物質の影響はなかったと言っているが、これまでも様々な事故、事象の中で、放射性物質の影響はなかったから良いんだと聞こえてならない。

ただ今のご答弁をくり返しますが、原子炉保護系計装をはじめ6種の設備等について、運転上の制限が定められており。

第2項では、運転上の制限を満足していることを確認するための手順として、まず、技術課長、発電室長、発電課長および電気必修課長が定められた確認事項を実施すること。

また、技術課長および電気必修課長は、その結果を発電室長または発電課長に通知することとしている。

第3項では、運転上の制限を満足していないと判断した場合に技術課長等が行う措置等について規定されている。

したがって、複数者による重複チェックが行われる体制に成っているのですが、そうならなかった。

いいですか。2号機では気づいたけれど、1号機では素通りしている。

それぞれの部署で確認されていなければならないことが、されていなかった事実がある。記載ミスとかそんな話ではない。原発の安全確保のため、複数の視点から、あらゆるマニュアルを再チェックする必要があると思うのですが、どのようにお考えになるのか道の見解を伺います。

答弁

危機対策局 三田村 栄幸 局長

原子力発電所の安全確保についてであります)

原子力発電所にとって安全の確保は何よりも重要であり、現在、北電が取り組んでいる、組織的要因も含めた全ての原因を抽出して行う根本原因分析の結果を、他の作業の見直しに反映するなど水平展開することにより、同様のトラブルを未然に防ぐ必要があると考えているところ。

特に、今回の事象は、複数の部署にまたがる作業において、部署間の連絡が不十分であったために生じたものであることから、今後は、このような作業の実施に当たっては、関係する部署が連携を密にし、事前に社内規程等を十分点検・確認するよう求めて参る考え。

6. 国への報告の遅れ

泊発電所の建設以来、事故・事象等できる限り速やかに情報の伝達を行うよう北電に求めてきた、公表基準に入らないものも速やかに伝達され、随分改善されたと認識していました、それが地元と北電との信頼関係につながるものと考えています。

今回の対応で、国への第一報は約3時を要したと聞いている、「保安規定86条の運転上の制限を満足しない場合の規定」に対する対応、この事についてどう思われるか伺います。

答弁

危機対策局 三田村 栄幸 局長

国への報告についてであります、

今回の2号機の事象については、保安規定では、「運転上の制限を満足していないことを速やかに判断する」旨規定されているが、北電では、この状況を確認していたにもかかわらず、事実確認に時間を費やしたことから、国への報告が遅れたものであり、道としても、速やかな判断が行われなかったことは、原子力発電所の安全管理上、問題があったと考えているところ。

7. 安全管理体制の徹底

地元の議会においては、北電に対する安全管理体制に疑問や批判がだされ、9月2日には地元4町村の町村長が北電を訪れ、安全管理体制の徹底を申し入れているところです。この度の保安規定違反は、先に話したように、保安規定と作業手順の整合性がはじめから確認されていない事や、1号機ではチェックしなければ成らないところが素通りしている事実から、ヒューマンエラーの要素が極めて高いと感じました、あらゆる高度な設備があっても動かすのは人ですのでそこにミスが有っては何が起こるか分かりません、道としこの度の事象を受けどのような見解をおもちか伺います。

答弁

危機管理 立川 宏 管理監

安全管理体制についてであります、

道としては、これまで北電からのトラブル事象などの報告を受けた際には、泊発電所の安全確保について万全を期すよう申し入れを行っているところであるが、今回の事象は、施設・設備の不具合ではなかったものの、作業手順を定めた保安規定に違反していたことは、遺憾なことであり、私から、改めて、北電に対して、再発の防止を厳しく申し入れたところであり、今後、再発防止策の実施状況や直接的な原因にとどまらず「根本原因分析」の結果についても確認して参る考え。

また、原子力発電所における安全性の確保については、原子力発電にとって最も基本となるものであることから、道としては、今後とも地域の方々をはじめ道民の皆様の信頼感・安心感を高めていくために厳しい姿勢を持って、法令や安全協定の遵守はもとより社員教育の徹底など必要な対応を求めて参る考え。

指摘

泊発電所においては、プルサーマル計画の事前了解したところではありますが、安全管理体制に気のゆるみがあるように感じてならない。今回の事象のみならず、4月以降6件の事象が発生している。

4月には消火水の漏えい、5月には2号機格納容器内における配管内残水の漏えいによる作業員の被水、これなどは、一次系に類する水と聞いているが平成12年の放射性廃棄物処理建屋での廃液タンク内の死亡事故を彷彿させる。

その他、加圧器逃がし弁異常警報発信、3号機の非常用ディーゼル発電機の損傷など（製品検査しっかりしていたのか疑問が残る）こうしたトラブルが多発している。

いずれの事象も外部に放射性物質が漏れる事象ではなかったが、先ほども言いましたが放射性物質が漏れなければ良いという風潮もあるように感じられ、北海道電力の安全に対する信頼を失うこととなる。

原子力発電所の安全確保は大変重要であり、地域住民はもとより道民の安全・安心の確保を図る上にも、道は一層厳しく対処すべきであることを強く指摘し質問を終わります。